

1. 件 名：京都大学複合原子力科学研究所のKUR炉室ガスモニタの保守に関する行政相談
2. 日 時：令和3年7月29日（木） 17時20分～17時25分
3. 場 所
 - (1) 原子力規制庁 10階南会議室
 - (2) 国立大学法人 京都大学 複合原子力科学研究所
※本行政相談は、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
三好上席安全審査官、荒川安全審査官、加藤上席安全審査官
 - (2) 国立大学法人 京都大学 複合原子力科学研究所
教授 他3名
5. 議事要旨
 - (1) 原子力規制庁から、7月15日の行政相談（研究用原子炉（KUR）炉室ガスモニタ系統の一部機器の更新に係る設工認の要否）について、以下の理由から、設工認の申請は不要である旨を回答した。
 - 行政相談のあった機器の更新は、既承認のものと同仕様のものであり、既承認の内容から変更がないことから、試験炉規則第2条の2第1項に定める工事（試験炉規則第3条第1項第3号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事）に該当し、炉規法第27条第1項に規定する設計及び工事の計画の認可を要する工事には該当しない。
 - (2) 京都大学から、承知した旨の回答があった。
6. 配付資料
なし